

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 狩猟講習会の開催
土地改良区役員の退任及び就任
種畜の廃用
種畜証明書の書換
- ◇公告 甲種及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者資格試験
- ◇正誤 昭和三十四年九月一日付鳥取県告示第四百七十四号中訂正

告示

鳥取県告示第四百九十三号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第七条の二の規定により、次のとおり講習会を開催する。

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 日時及び場所

- 十月五日午前十時から
午後五時まで
 - 〃 六日〃
 - 〃 七日〃
 - 〃 八日〃
 - 〃 九日〃
 - 〃 十日〃
 - 〃 十一日〃
- 岩美郡岩美町 岩美町役場会議室
八頭郡家町 郡公会堂
鳥取市西町 鳥取図書館講堂
倉吉市上井町 中央農協連会議室
〃 仲之町 有親館
日野郡日野町 根雨公会堂
米子市東町 明道小学校講堂

二 講習科目

- 狩猟に関する法令
- 狩猟鳥獣の判別
- 猟具の取扱

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、印賀土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

監事 古都 盛之 日野郡日南町印賀

大塚 忠治

就任した役員の名及び住所

監事 畑 数夫 日野郡日南町印賀

古都 浩

昭和三十四年五月十一日通常総会において総選挙の結果当選し五月十三日就任、任期三年。

鳥取県告示第四百九十五号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明 番号 名号 種類 飼養者住所氏名

昭三四鳥取 一第二九号 勝丸 黒毛 鳥取県八頭郡用ケ瀬町 沖田 吉美 和種

鳥取県告示第四百九十六号

次の種畜につき種畜証明書の書換えがあつた。

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号 名号 種類 旧飼養者住所氏名 新飼養者住所氏名

昭三四鳥取一第三二号 花鹿 黒毛和種 鳥取県東伯郡三朝町 長江 公夫 鳥取県倉吉市中河原 安 藤 修 一

第五七号 水穂 西伯郡中山町 金 平 寿 明 東伯郡赤崎町 真 山 光 雄

公 告

甲種及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者資格試験を次のとおり行う。

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 種類及び試験科目

種 類	甲種 火薬類取扱主任者	丙種火薬類 作業主任者
試験科目	火薬類取締法令 一般火薬学	火薬類取締法令 信号焰管信号火せ んまたは煙火製造 工場保安管理技術 一般教養科目
	口答試験	

二 試験の日時及び場所

1 日時 昭和三十四年十月十八日(日曜日)

九時から十七時まで

2 場所 鳥取市本町三丁目 鳥取商工会館

三 受験手続

次の書類を鳥取県経済部商工課に提出すること。

1 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第十七様式による。

式による。

2 履歴書 同規則別表第十八様式による。

3 写真 手札型で出願前六箇月以内に撮影した上半身正面を撮影したもの裏面に撮影年月日、氏名、年令及び受験しようとする試験の種類を記載すること。

4 戸籍抄本

四 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはり付け、消印しないこと。

五 受験願書提出期限

昭和三十四年九月二十五日

六 受験票

願書を受け付けた者に受験票を交付する。

正 誤

昭和三十四年九月一日付鳥取県告示第四百七十四号中
次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

10	頁	誤	正
下	段		
10	終りから		
	鳥取C基本		
	計画区の22		
	鳥取C基本		
	計画区の29		

昭和四年四月十五日第三種(特)物認可 発行日 火、金

印 発
刷 行 鳥 取 県 公 報 鳥 取 市 東 町 取 県 公 報 所 刷 所